

知名町告示第73号

知名町空き家等活用事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和6年11月29日

知名町長 今井 力夫



知名町空き家等活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家等の発生を抑制し、有効活用を推進することで地域の活性化を図るため、空き家等の改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する知名町空き家等活用事業補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に存在する空き家、空き店舗及び空き事業所をいう。
- (2) 所有者 空き家等に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有するものをいう。

(補助対象者の要件)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）において、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 個人の場合、民法（明治29年法律第89号）第4条で定める成人
- (2) 空き家等の所有者（自ら利用する場合は除く。）又は空き家等を購入若しくは賃借する者
- (3) 町税の滞納のほか、町に対して債務不履行のない者
- (4) この補助金に係る改修を行う空き家等（以下「補助対象物件」という。）を補助金の交付を受けた日（以下「交付日」という。）から5年以上活用を継続する意思のある者

2 字及び法人が補助対象者となる場合は、次に掲げる全ての要件を満たすとき、補助金の申請を行うことができるものとする。

- (1) 前項第2号及び第4号を満たしていること。
- (2) 法人の場合は町税等の滞納がないこと。
- (3) その他公共の福祉に反する活動をしていないこと。

3 補助金の申請は、補助対象物件1件につき1回限りとする。

4 知名町暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当しない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家等の機能向上を目的とし、その内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の設備改善に係る改修費
- (2) 内装、屋根、外壁等の改修

- (3) 家財道具等の運搬及び廃棄
- (4) 屋内及び屋外の清掃（害虫・獣駆除を含む。）
- (5) 下水道接続に係る工事費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの  
（補助対象事業の施工業者）

第5条 補助対象事業の施工業者は、地域活性化を図ることを目的に、町内に本店若しくは営業所等を置く法人事業者又は町内に住所を有する個人事業者とする。  
（補助金の上限）

第6条 補助金の額は、第4条に定める補助対象事業に要した経費のうち、200万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者は、補助対象事業の着手前に、知名町空き家等活用事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 改修に要する経費に係る見積書の写し
- (3) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類
- (4) 改修予定箇所の現況写真
- (5) 空き家等の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (6) 空き家等の改修に関する所有者の承諾書の写し（第3号様式。ただし、賃貸借契約の場合のみとする。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、知名町空き家等活用事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、10日前までに協議を行い、知名町空き家等活用事業計画変更申請書（第5号様式）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

（交付決定の変更）

第10条 町長は、交付決定者に係る前条の規定による補助金の交付決定の変更又は中止を決定したときは、知名町空き家等活用事業補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知名町空き家等活用事業補助金実績報告書（第

7号様式)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収証の写し
- (2) 改修の状況を確認できる写真
- (3) 各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出されたとき及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、知名町空き家等活用事業補助金交付確定通知書(第8号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金確定通知を受けたあと、速やかに知名町空き家等活用事業補助金交付請求書(第9号様式)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 誓約書に記載された事項に違反があったとき。
- (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、知名町空き家等活用事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(第10号様式)により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は、別表第1のとおりとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第16条 空き家等の所有者は賃貸借契約の場合、補助対象事業実施後5年間は家賃の上限を月額5万円とする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第15条関係）

| 交付日からの経過年数 | 返還を求める額  |
|------------|----------|
| 1年未満       | 交付額の100% |
| 1年以上2年未満   | 交付額の80%  |
| 2年以上3年未満   | 交付額の60%  |
| 3年以上4年未満   | 交付額の40%  |
| 4年以上5年未満   | 交付額の20%  |